

天保一三年公儀触の伝達結果による

両領国（徳川・国持外様）体制の検証と課題・展望

山田 洋一

はじめに

本稿は、本書第一部天保一三年公儀触伝達調査報告（以下、調査）別表により徳川領国と国持外様領国からなる両領国体制の存在、構造の検討を行うものである。

徳川領国は、親藩、譜代藩、旗本の領地、幕府の直轄領に加えて、家臣化した譜代並等の中小外様藩領等からなる徳川家を主とする約二、一〇〇万石の領国である。国持外様領国は、国、郡を一円規模に領する国持外様大名一九家（本書一七四頁【表1】、藤堂家、宗家は徳川家に臣従しているとして除く）とその分家の各家領国からなる合計約一、〇〇〇万石の領国地帯といふべきもので、その内部構造は、地方知行を行う家臣（給人）を領主として位置付けている。この両領国の関係は、朝尾直弘氏の見解により徳川領国が担う大公儀が国持外様領国を編成していたとしている。この両領国は、木村礎氏校訂『旧高田領取調帳』（コラム4参照）によつて分析した全国の所領構成から確認し、関係の研究¹成果に学んで今日にいたつたものである²。

検討の結果を先に述べると、伝達された公儀触の数の徳川領国は「多」、国持外様領国は「少」というこれまで確認した傾向については、決定的な確認できなかった。

しかし、伝達の検証のなかで注目された「最適化」という分析視角（指標）で検証が可能ではないかという課題を提示し、若干の展望を述べた。公儀触の伝達からみると国持外様領国は徳川領国に比して最適化が進んだ構造とし、この指標をもって存在を確認できるのではとの展望をもつことができた。

本稿では、本書第一部の報告のように、以下、「藩」等の用語の使用を控えていることをお断りしておきたい（史料等で使用されている場合は「」を付して使用）。

一 天保一三年公儀触の伝達結果による両領国 (徳川・国持外様) 体制の検証

筆者は、近年は、公儀触の両領国への伝達の分析を継続して行い、その結果から存在、構造の確認を行っている。

これまで、地域を設定して①山城・丹波・丹後国、京都(洛中洛外町統)⁴と鳥取池田家領(三三万石)³、②武蔵国と萩毛利家領(九七万石)⁴の比較検討を行った。その結果、①の鳥取池田家領の村に伝達された公儀触は今回の調査基軸年としている天保一三年(一八三三)の三触(今回の調査で鳥取町に伝達の七触を確認)、②の萩毛利家領の同触は五触であり、①②の徳川領国の村、町に伝達された触数は一〇触以上であったことから、国持外様領国への伝達公儀触数は徳川領国へ伝達された公儀触数よりも少ない傾向が確認でき、少ないという傾向は国持外様領国の自立性の現われで存在を証するものではないかと考え、全国に調査を拡げて行うことにし、本書第一部の拙稿の結果を得ることが出来た。

調査の結果の集約は本書第一部の【別表】であるが、そこから、村町に伝達された出典年数が〇・八以上の公儀触数を両領国別にまとめたのが【表1】である。

江戸城下の二一〇触はじめ三都は別とすれば徳川領国のA3の河内国楠葉村の四五触と国持外様領国のB1の備前国岡山城下の二六触を比較するとB1はA3の約半分で、A「多」、B「少」の傾向を知ることができるが、天保一三年分だけであり、Aにも数触の村もあることから決定的な傾向といえない。総体的には同傾向を確認できるが、

当初、予想していた傾向を決定的に確認できなかったとする。

なお、今後も両領国の村町に伝達された公儀触の調査を行い、触数の「多」、「少」の傾向の検討は継続して行っていくとともに、公儀触の内容と伝達先の地域的特性などを、比較検討することによって、両領国の存在、構造を検討していきたいと考える。

二 課題・展望 最適化

前節のとおり、両領国の村町への公儀触の伝達結果から、両領国体制の存在、構造を決定的に確認できなかったが、今回の公儀触伝達の調査をとおして、課題を確認するとともに、その課題によって、新たな両領国体制の存在等検証の展望を得ることができたと考える。

本書第一部拙稿の「おわりに 今後の課題等」において今後の課題の②として「多様な領主文書(旗本、給人等)の収集」をあげた。具体的には、旗本の知行地、給人の給地における御用留等の収集を今後の課題とした。

今回の調査では、両者に関わる御用留等の収集を注意して行なったが、叶わなかった。

旗本の公儀触伝達については、近年、上野・武蔵・山城国に二七三〇石余を知行する旗本天野氏の山城国における在地代官を務めた森島家の文書(用状・江戸状)を分析されて、知行地の村に在地代官を通して公儀触が伝達されていたことを、山城国を研究フィールドとする中川勝博氏が明らかにされている(「山城国旗本天野領における公儀触の伝達」⁵)。しかし、この外に旗本関係の御用留等を確認す

【表1】 両領国の村町への天保13年出典年数0.8以上公儀触伝達数

A 徳川領国

	旧国名	領主	村町名	公儀触数	別表No.
1	武蔵国		(江戸城下町)	210	25
2	山城国		(洛中洛外町統)	50	68
3	河内国	代官・多羅尾民部支配	楠葉村	45	78
4	大和国	五条支配所	五条村	40	75
5	大和国	奈良府	法隆寺村	38	74
6	摂津国		(大坂城下<菊屋町>)	36	80
7	山城国	元守護職役知	内里村	27	70
8	三河国	刈谷藩領分	刈谷町	24	40
9	近江国	川越藩領分	鎌掛村	24	59
10	尾張国	名古屋藩領分	荷ノ上村	20	42
11	讃岐国	高松藩領分	川東村	19	103
12	下総国	代官・小笠原甫三郎支配所	上金崎村	18	22
13	信濃国	椎谷藩領分	間御所村	17	33
14	信濃国	松本藩領分	上一本木村	17	39
15	武蔵国	佐倉藩領分	久保田村・覚十郎組	16	27
16	信濃国	須坂藩領分	綿内村	16	34
17	大和国	五条支配所	田原村	16	76
18	信濃国	上田藩領分	上田町	15	37
19	摂津国	兵庫県	椎堂村	14	81
20	丹波国	園部藩領分	園部村	13	61
21	尾張国	名古屋藩領分	小鈴ヶ谷村	12	43
22	美濃国	名古屋藩領分	前野村	11	44
23	大和国	奈良府	奈良町	11	73
24	讃岐国	高松藩領分	百相村	11	101
25	信濃国	小諸藩領分	芝生田村	10	36
26	丹後国	舞鶴藩領	瀬崎村	10	67
27	越前国	勝山藩領分	勝山町	9	51
28	丹後国	舞鶴藩領	境谷村	8	66
29	信濃国	上田藩領分	上田町	7	38
30	備中国	倉敷支配処	倉敷村	7	89
31	上総国	同心給知	分目	5	23
32	讃岐国	丸亀藩領分	井関村	4	102
33	陸奥国	弘前藩領分	青森町	3	5
34	越後国	川浦支配所	青木村(青野村)	2	32

B 国持外様大名領国

	旧国名	領主	村町名	公儀触数	別表No.
1	備前国	岡山藩領分	(岡山城下)	26	83
2	備前国	岡山藩領分	福田古新田	14	85
3	羽前国	米沢藩領分	荻村	12	18
4	因播国	(鳥取藩領分)	(鳥取町)	7	100
5	羽後国	秋田藩領分	(久保田城下)	6	20
6	因播国	鳥取藩領分	銀山村	3	99
7	陸中国	一関藩	二関村	1	14
8	阿波国	徳島藩領	東端山	1	104
9	筑後国	柳河領(柳河藩領)	金栗村	1	107
10	陸奥国	八戸藩領分	(八戸城下)	0	11

ることはできなかった。

また、近年、旗本と地方知行を行う給人を比較して検討する方向性を打ち出されている野本禎司氏の論考「仙台藩士の知行地支配『要害』・拝領・大條家文書から」⁶は、両領国体制の観点から注目しているところであるが、同論考所収の、伊達家中の奉行（家老）で「最終的に四〇〇貫文（四〇〇〇石）を知行する大身の藩士」⁷の大條家の文書目録⁸には残念ながら公儀触等の伝達に関わる資料は確認できなかった。

なおまた、同氏が関わられた、仙台伊達家の宿老を務めた知行高二七〇〇石（二七〇貫文）の後藤家の文書目録⁹でも同様であった。地方知行研究の基本文献であるJ・F・モリス氏の研究書『近世日本知行制の研究』¹⁰にも公儀触伝達に関わる指摘は管見であるがなかった。

結果、現時点では、伊達家領給人が、給地まで公儀触を伝達していたかの確認は出来なかった。

伊達家家中役所からの伝達については、石巻市立博物館から大肝入、村の肝入の文書の目録を提供していただいたが、公儀触に係る資料は確認できなかった。本書第一部【別表】15・16の伊達家領大肝入の定留には公儀触は確認できているが、大肝入から伝達された肝入が村人まで伝達したかは確認できていない。なお、一関市立博物館所蔵資料目録では触関係資料の表紙のみ確認できた¹¹が、本文はなかった。

ただし、支倉清・支倉紀代美氏の研究『下級武士の田舎暮らし日記 奉公・金策・獣害対策』¹²によれば、伊達家給人で知行高一貫八八

文（二〇石八斗八升）の矢嶋家の日記には、享保九年（一七二四）二月付の公儀触¹³が紹介されている。しかし、仙台から同家までの伝達の経路、給地への伝達は確認できなかった。

以上のように、旗本、給人関係の公儀触伝達関係の調査は今後の課題であるが、そもそも給人に限れば公儀触を含む触について給地への伝達をおこなっていたのであろうか、それは義務であったのであろうか、などの疑問がある。

国持外様領国の三万石鳥取池田家領では、慶安四年（一六五二）には、給人が、公儀触ではないが、同家中からの触を知行地へ伝達していた¹⁴。その後の明暦二年（一六五六）に地方知行は廃止されたが、それにもかかわらず給所との関係は依然としてのこされていたとされる。しかし、地方知行廃止後、触を伝達していたかの確認できなかった。おそらくはおこなっていたものではなからうか。

畿内近国の村の御用留等には領主以外の奉行所（京都町奉行所、奈良奉行所、大坂町奉行所、堺奉行所）から伝達された同一の公儀触が時には重複して記載されていた。

これは、畿内近国の所領構成のあり方（散在、錯綜、相給）から安岡重明氏によって「非領国地域」とされる地域の特徴的なあり方の一つである¹⁵が、なぜそのようなことが行われるのか説明されていないように思われる。

近年の研究で「非領国地域」とされる地域が畿内近国以外にも確認されている。出羽国の村山郡、三河国、駿河国、などである。一部【別表】17・40によれば前二国の地域では領主以外の奉行による公儀触の伝達は確認できなかった。

「非領国地域」畿内近国は、所領構成が散在、錯綜、相給で、領主以外の奉行所により公儀触等が伝達されていたことが地域の特質の一つとされる。各地の相給を村相給率、行政村相給率によってその度合いをみてみたい。

【表2】は、非領国地域とされる地域、国持外様大名領国がある国、郡別の村、行政村の相給率等示している。羽前（出羽）国村山郡、三河国は、畿内近国（山城国を除く）より両相給率は高いので領主以外の奉行所からの公儀触の伝達が確認できてもよいがそうではなかった。公儀触が領主以外から伝達されるあり方は相給率が高率であることが理由でないようである。

【表2】①12の阿波国は国持外様領国で、旧高旧領取調帳では給人も領主として両相給率が高率である。本書第一部【別表】104の東端山（村）は、旧高旧領取調帳では「徳島藩領」（蔵入）で給地ではないが、他の史料によれば給人長坂三郎左衛門（二九八石余へ東端山の石高）の知行地であったようである。本書第一部の調査で東端山に伝達された公儀触は天保一三年間で一触であったが、それを東端山の庄屋武田氏に伝達したのは、郡代↓与頭庄屋↓庄屋・肝入↓五人組の系統²⁰の与頭庄屋曾我部道右衛門²¹であったと考えられる。給人はこの公儀触を伝達していないようである。

鳥取池田家領の給所のある村への公儀触等伝達は、本書第一部【別表】99（給地もある）²²によると給人による伝達ではなく、家中役所からの伝達であった。ただし、大身給人による自分手政治の米子町は行われていた。²³

長くなったが、以上により、国持外様領国では一般給人による公

【表2】 旧高旧領取調帳による両相給率等

① 国別相給率等

	旧国名	石高	村数	相給村数	村相給率	行政村数	相給行政村数	行政村相給率	
1	羽前国	946,578	1,242	146	12	1,394	298	21	
2	武蔵国	1,270,373	3,032	1,295	43	5,638	3,902	69	
3	三河国	471,495	1,496	354	24	2,089	947	45	
4	畿内近国	山城国	222,252	494	231	47	2,049	1,772	86
5		大和国	497,224	1,470	117	8	1,641	295	18
6		近江国	857,182	1,584	314	20	2,037	765	38
7		丹波国	330,714	969	101	10	1,100	230	21
8		摂津国	415,936	971	152	16	1,201	382	32
9		河内国	294,383	557	54	10	615	113	18
10		和泉国	171,108	342	7	2	363	28	8
11	播磨国	654,499	1,773	158	9	1,943	328	17	
12	阿波国	306,632	586	332	57	3,314	3,060	92	

② 羽前国郡別相給率等

旧国名	旧郡名	石高	村数	相給村数	村相給率	行政村数	相給行政村数	行政村相給率
1 羽前国	村山郡	365,166	453	113	25	572	232	41
2	最上郡	84,250	85	11	13	96	22	23
3	置賜郡	336,868	294	0	0	294	0	0
4	田川郡	160,294	410	22	5	432	44	10
計		946,578	1,242	146	12	1,394	298	21

儀触等伝達は行われず、家中役所より伝達されていたと推測される。

また、畿内近国はたしかに領地の散在、錯綜、相給であるが、その度合は別のこととして、領主以外の奉行所による公儀触が領主、他の奉行所と重複するにもかかわらず伝達されるのは他の理由があると推測される。

このような両領国における触伝達のあり方は、一見別の事のように思われるが、共通の理由があるのではと推測される。

それは、ダーウィンの進化論における「自然淘汰（有利な変異は保存され、不利な変異は排除される過程）」にもとづく「最適化」²⁴（目的に対してもっとも適切な方針・計画をたて、設計を行い、あるいはそうした選択を行うこと）²⁵ではないかと考えてみたい。

すべて「最適化」で判断するならば、今後の研究は必要ないとの批判があるかと思われる。もっともなことである。この分析視角を深めるとともに「最適化」の目的も併せて検討することが必要だと考えている。別稿でも述べたが、目的は、藪田貫氏の支配国論²⁶における「社会経済的基盤」（京都町奉行支配国）やそれを受けての筆者の「皇都の社会経済的基盤」²⁷としての支配国のためではないかと考えているが、これも今後の課題としたい。

なお、「最適化」に行き着いたのは、直接には最近読んだ本からであるが、水本邦彦氏の領主権限が奉行と村に分離するという研究²⁸と別稿の鳥取池田家領の考察²⁹が前段にあったことは述べておきたい。

両領国の公儀触伝達を「最適化」から見ると、国持外様領国では、初期は給人も行っていたが、それが廃止され、家中役所によって行われ、「最適化」（今後の検証が必要であるが）されたと考える。

徳川領国の畿内近国では時には同一の公儀触が領主、複数の奉行所から重複して行われていて、一見して「最適化」と言えないが、奉行所からの伝達は徹底という面では「最適化」と言えるのではなからうか。問題は、先に紹介した旗本天野氏の伝達が確認できる年もあれば確認できない年もあるような伝達も行われていることである。

このような両領国あり方からすると、「最適化」は国持外様領国の存在が確認できると推測される。この「最適化」の度合いによって両領国の存在が確認できるのではないかと展望している。

課題は、まずは今後、旗本、一般給人の御用留等を含む資料の収集、分析に努めて「最適化」、その目的を実証していくことである。

ただし、国持外様領国の地方知行において、鳥取池田家領のように実質蔵米支給が行われるあり方は「最適化」といえるが、なおも給人が給地から年貢徴収を行う国持大名領もあること、徳川領国畿内近国の奉行が触伝達を行うことはある意味「最適化」といえるが、なおも旗本天野氏知行地のように時には一年間公儀触を確認できない場合もあるが伝達が行われていることなどは繰り返しになるが留意しておきたい。この事情は、別稿で検討した「公儀（協働）」³⁰に関わるものではないかと考えるが今後の大きな課題である。

おわりに

以上、本書第一部の天保一三年公儀触伝達調査で確認された公儀触数により両領国（徳川、国持外様）の存在、構造を検討したが決定的な確認はできなかった。

本書第一部の天保一三年公儀触伝達調査報告の今後の課題から、推測であるが国持外様領国の地方知行を行う一般給人が公儀触等伝達を行わないというあり方、徳川領国畿内近国の領主以外の奉行所が時には同一の公儀触を重複して伝達するあり方の検討を今後の課題とした。その検討の展望として両者のあり方は「最適化」によるもので、国持外様領国の一般給人のあり方の方が、畿内近国のあり方より進んだものであり、「最適化」を指標とする検討によって両領国体制の存在、構造の確認が行えるとした。

そのためには、まずは旗本、給人の御用留等の調査、収集、分析が必要と考えている。

筆者が公儀触等の触に関心をいだいたのは、水本邦彦氏の浦触等の講義によるものであった。そのほか、『京都町触集成』にかかわる朝尾直弘氏等の諸研究、前述の安岡重明氏に始まる畿内近国論³¹、藪田貫氏の支配国論³²、その間安岡重明氏が当初述べられていた「外様の大領国」の地方知行制等を併せて学んできた。今後は、時間がかかるかと思われるが、今回の課題と展望を検討していきたい。ご批判、ご教示をお願いしておきたい。

今回も多くの方々のご支援、ご協力をいただいた。

また、全国の図書館、博物館等、とりわけ地元の図書館のレファレンスには大変御世話になった。深く感謝を申し上げたい。

本稿は二〇一四年度JSP23K01060の助成を受けた「公儀触による両領国（徳川・国持外様）体制の最終検証と触研究への報提供あり方研究」（研究代表山田洋一）の研究成果の一部である。

（京都府立大学特任講師）

【註】

1 藤野保「徳川幕藩領国体制の形成」（『幕藩体制史の研究』吉川弘文館、一九六一年）、矢守一彦「幕藩社会の空間秩序について」（『幕藩社会の地域構造』大明堂、一九七〇年）、今野真「『土芥寇讎記』と大名論」（J・F・モリスほか編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年）、針谷武志「領知経営と幕府」（『徳川幕府事典』東京堂出版、二〇〇三年）等。

2 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造 京都・山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」（『京都府立大学学術報告人文七〇』、二〇一八年）、山田洋一「『国持』の認識 両領国体制（徳川領国・国持外様領国）の存在と構造に關係して」（『京都府立大学学術報告人文七二』、二〇二〇年）、山田洋一「徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領〈丹後・但馬国〉と国持外様領国（周防・長門国）の公儀触等」（『京都府立大学文化遺産叢書二六 京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書）・佐治家資料調査と御用留横断研究』〈京都府立大学文学部歴史学科、二〇二二年〉）。

3 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造 京都・山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」（『京都府立大学学術報告人文七〇』、二〇一八年）。

4 山田洋一「徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領〈丹後・但馬国〉と国持外様領国（周防・長門国）の公儀触等」（『京都府立大学文化遺産叢書二六 京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書）・佐治家資料調査と御用留横断研究』）。

5 中川博勝「山城国旗本天野領における公儀触の伝達」（『京都府立大学文化遺産叢書二六 京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書）・佐治家資料調査と御用留横断研究』）。なお、本稿筆者も以前に同家文書中の

用状・江戸状の天保二年（一八三二）分のみであるが、分析し、公儀触を認できなかったのも、旗本は触伝達を行っていない、とした。分析年の不足であった。中川氏の分析に同意したい。

6 野本禎司「仙台藩士の知行地支配」「要害」拝領・大條家文書から」（『古文書が語る東北の江戸時代 米ちのく歴史講座』へ吉川弘文館、二〇二〇年）。

7 野本禎司「仙台藩士の知行地支配」「要害」拝領・大條家文書から」（『古文書が語る東北の江戸時代 米ちのく歴史講座』へ吉川弘文館、二〇二〇年、三九頁）。

8 「仙台藩奉行大條家文書 家・知行地・職務」（東北アジア研究センター叢書七〇、二〇二三年）。

9 野本禎司「仙台藩宿老後藤家文書―由緒・職務・武芸」（東北アジア研究センター叢書七二、二〇二三年）。

10 J・F・モリス『近世日本知行制の研究』（清文堂出版、一九八八年）。

11 関市博物館所蔵一関市（旧藤沢町）肝入の首藤康夫家文書目録（二一―一―一八三―二三）には天保二年正月付け御触御定留（大籠村）の記載があるが表紙（形態は状）のみとのことである。

12 支倉清、支倉紀代美『下級武士の田舎暮らし日記奉公・金策・獣害対策』（築地書館、二〇一九年）。

13 右同八二頁。公儀触は『御触留寛保集成』二二〇一―一享保九・二・一四／九・二・一五米穀下直二付諸色直段可引下之事、同二二〇一―一享保九・二・一四／九・二・一五諸色直段引下二付諸国造出候諸色直段可引下之事。

14 「また給人は給所に不作のないように念を入れて監督する必要がある、そのためには『御蔵入御仕置之様子をも可有御聞合』ことが肝要とされ、衣類その他に関する法令を給所百姓に徹底させなくてはならなかった（御家中御法

度慶安四年二月八日）」（山中寿夫「幕藩体制下における地方知行の性格について」『史学研究七二、一九五九年、四〇頁』）。右の御家中御法度慶安四年二月八日条は「一当年在々百姓等及迷惑由候申迄も無之候得共銘々知行所不作不仕様に入念无候御蔵入御仕置之様子をも可有御聞合候猶又度々如申触下々衣類以下御法度之趣弥堅可被申付候」（とっとりデジタルコレクション）鳥取県立博物館所蔵鳥取藩政資料御家中御法度寛永九年（享保二〇年PDF版）である。

15 安岡重明「近畿における封建支配の性格 非領国に関する覚書」（ヒストリア二二、一九五八年、五 領主権の弱さ）。

16 青木美智男『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』（ゆまに書房、二〇〇四年）。

17 村田路人「『非領国』と広域支配」（『愛知県史のしおり』資料編二二近世八領主二、愛知県史編さん室、二〇一五年）。『愛知県史 資料編二二 近世八領主二』（二〇一五年、第一章非領国地域としての三河）。

18 今村直樹「近世駿府・駿河の領主制や地域社会を考えるために『非領国』論の視座から」（静岡県地域史研究六、二〇一六年）。

19 「文化一〇年（一八一三）の高都帳、幕末のものと推定される美馬郡村高其他控帳ともに高二九八石余、同控帳によると高はすべて長坂三郎左衛門の知行」（『東端山』『日本歴史地名体系 徳島県』（ジャパンレッジ））とされている。

20 「徳島藩」（『藩史大事典6中国・四国編』へ雄山閣、一九九〇年、四一九頁）。

21 本書第一部別表¹⁰⁴の触留には、「曾我部道右衛門」としか記載がないが、触留が含まれる武田家文書目録々々〇〇〇九七〇〇〇（徳島県立文書館HP公開資料検索*二〇二五年二月確認）には「郡里村与頭庄屋曾我部道右衛門」とある。

22 山田 洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造 京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」(『京都府立大学学術報告人文七〇』、二〇一八年、一三三八頁)。

23 山田 洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造 京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」(『京都府立大学学術報告人文七〇』、二〇一八年、一三六頁)。

24 本書第一部の調査で調査先に赴くとき、最寄り駅から撮影機材と共に徒歩三〇、四〇分などかかることがあった(利用客減で昼間のバス便が無くなったようである)。その際自然と地図をみて、近道を探して行くようになった。時には道に迷い墓地に入り込んだこともあったが、習性となった感がある。そのため歩くことに関する本にも触れるようになった。そのような本の一つにカナダ在住のジャーナリストでハイカーでもあるロバート・ムーア氏の著作『トレイルズ「道」と歩くことの哲学(On trails)』(エイアンドエフ、二〇一八年)があり、そのなかで、「大学構内の舗装された通路のあいだの芝地にできる近道…『デザイア・ライン(欲求の線)』(前同二四頁)が紹介されていた。ムーア氏は、この近道は「誰かひとりでつくったわけでない。…まず誰かが試しにそこを通ってみる。そしてつぎの人がそれに続く。つぎつぎにそこを誰かが通るたびに、…ルートが改善されてい」った道である、とする。本稿では公儀触伝達のあり方の本質はこの近道のあり方と同じではないかと考えるが、さらにムーア氏は、この近道の原理を(多分)知り合いの昆虫学者の言「すべてのものは本来、最適化に向かう」から「最適化」とする。また、ムーア氏は昆虫学者に「最適化」の参考文献を尋ねると「チャールズ・ダーウィンの『種の起源』だね」との教示があったことを紹介する(前同二八頁)。本稿では、『種の起源』の「自然淘汰(有利な変異は保存され、不利な変異は

排除される過程)」(ダーウィン『種の起源 上 自然淘汰による種の起源』(光文社、二〇〇九年、一五四頁)が「最適化」に該当すると考える。

25 「最適化」(『日本大百科全書』)。

26 藪田貫「支配国・領主制と地域社会」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』(岩田書院、一九九七年)。

27 山田 洋一「触にみる近世『徳川領国』内丹波国の構造 京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として(五)」(『京都府立総合資料館紀要三八』、二〇一〇年、二七三頁)。

28 水本邦彦「四 畿内・近国と近世的国制」(『近世の郷村自治と行政』(東京大学出版会、一九九三年、二九三頁)。

29 山田 洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造 京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」(『京都府立大学学術報告人文七〇』、二〇一八年、二四二頁、「徳川、池田公儀とAルート⇨Dルート、Bルート⇨Cルート」)。

30 山田 洋一「公儀(おおよけ)」の源流 両領国(徳川領国・国持外様領国)体制に關係して」(『京都府立大学学術報告人文七五』、二〇一三年)。

31 畿内近国論の研究史は、大宮守友『近世の畿内と奈良奉行』(清文堂出版、二〇〇九年、序章 近世畿内支配の研究史 課題と構成)、小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』(塙書房、二〇一二年、序章 先行研究の成果と本書の課題)、村田路人『近世畿内近国支配論』(塙書房、二〇一九年、序章 近世畿内近国支配論の研究史整理と本書の課題) 等参照。

32 藪田貫「支配国・領主制と地域社会」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』(岩田書院、一九九七年)。

33 「外様の大領国においては幕府の施政は一切領主の手を経過するのが普通で

あり、ここでは土地人民に対する領主の一元支配（一元制支配）の原則が貫かれている。大名領国における領主の一元制支配をその基本的政治体制とみるならば（註①）、畿内においてみられた幕府と藩による支配の二元性は、いわば非領国性と称することができる」〔註① このことは最近大名領における地方知行制の研究が進み（例えば藤野保「佐賀藩における知行地の存在形態」、歴史学研究一九八号）、かんたんに割切ることとはできなくなっているが、こうした傾向をもっていたといえる。（後略）」（安岡重明「近畿における封建支配の性格 非領国に関する覚書」へヒストリア二二、一九五八年、三八頁）〕。

〔追記〕

本稿を成稿後に、仙台伊達家領の陸前国柴田郡富沢村（現宮城県柴田町）にかかわる別表追加2（四四頁）の公儀触の確認を行った。本稿一四六頁上段一六〇二二行の記述では、「肝入が村人まで伝達したかは確認できていない」としたが、肝入の触留を確認できたことから伝達されていたとする。この確認は柴田町教育委員会しばたの郷土館の副館長畠山未津留氏のご教示によるものである。

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」(菊屋町文書)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
